

京都教育大学附属京都小中学校

学校いじめ防止基本方針

京都教育大学附属京都小中学校

平成26年6月1日策定

令和2年3月31日改訂

令和6年6月1日改訂

令和7年6月1日改訂

I. 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省平成 25 年 10 月 11 日）

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一人丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省平成 25 年 10 月 11 日）（最終改訂平成29年3月14日）

このような認識のもと、社会全体でいじめの問題に対峙するための基本的な理念や体制整備の必要性から、平成 25 年 6 月、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）が成立、平成 25 年 9 月 28 日より施行された。また、これを受けて、同年 10 月 11 日付で「いじめの防止等のための基本的な方針」が文部科学省により策定された。その後、令和4年12月に生徒指導提要が改定され、いじめに対する「未然防止」「早期発見」「早期対応」「関係各機関との連携」が重要視されるようになった。

京都教育大学附属京都小中学校（以下、「本校」）では、これらの法律や方針のもと策定された「国立大学法人京都教育大学附属学校いじめ防止等対策ポリシー」に則り、本校において、いじめがすべての生徒に関わる問題であると認識し、いじめをしない・許さない子どもの育成、その未然防止、早期発見、いじめがあったときの早期対応や関係各機関との連携などについて、具体的方針・施策・組織に関する「学校いじめ防止基本方針」を定める。

○いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

II. 本校の基本施策

1. いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みを行う。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

さらに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことに加えて、全ての生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを、家庭と一体となって取り組む。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知できるようにする。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭と連携して生徒を見守る。

(3) いじめへの早期対応

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や大学への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携する。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制の整備を進める。

学校いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるが、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、大学又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携を進める。例えば育友会や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、必要に応じて、大学からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家・関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関）の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、日常的に連携確保に努める。

2. いじめの未然防止に関わる基本施策

いじめの心理を考えると、加害者の背景にいじめ人格というような固定的なものがある訳ではなく、おそらく一人の生徒の心の中で善と悪との葛藤が生じ、時に悪の衝動が勝っていじめを行ってしまうことになると思えることができる。したがって、頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるように働きかける。

学校においては、道徳科や学級・ホームルーム活動などの時間に、実際の事例や動画などを教材に生徒同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を用意する。生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させる。

また、いじめの衝動を発生させる原因としては、

- a. 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
- b. 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級・ホームルーム集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
- c. ねたみや嫉妬感情
- d. 遊び感覚やふざけ意識
- e. 金銭などを得たいという意識
- f. 被害者となることへの回避感情

などが挙げられる。いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。さらに、「自分がなぜいじめに走ってしまうのか」、「どうしていじめることでは気持ちが悪くないのか」ということに無自覚である場合も多く、丁寧な内面理解に基づく働きかけを行う。生徒自身が自分の感情に気づき適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行う。

（1）学級学年経営ならびに道徳教育の充実

いじめはいじめの側といじめられる側という二者関係だけで生じるものではない。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立つ。いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかのポイントになる。

そこで、担当教職員が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担当教職員への信頼感と学級への安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させる。

特に、生徒の中には、他者の評価を行動基準としたり、他者の視線を気にしたりする場合があります。周囲に過剰に同調する傾向が見られることがあり、そこに被害回避感情が重なると、「仲裁者」や「相談者」になることはますます難しくなる。このため、担当教職員が生徒にとって信頼される存在となることによって初めて、生徒の間から「相談者」や「仲裁者」の出現が可能になり、いじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組を行う。

- ① 各担当教職員は、心と心のふれ合いを大切に、より効果的に学級生徒が本音で語り合えるような豊かな人間関係の構築に努める。
- ② 各担当教職員は、学級のすべての生徒が主体的に取り組み、活躍できる場面や活動を数多く設定して、その中で生徒が互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるように、組織的・計画的な働きかけを行う。
- ③ 各担当教職員は、日常から学級一人一人の生徒に自己有用感を与えることができるように、年間を通した学級学年経営方針を確立する。
- ④ 道徳科の学習においては、広義にいじめ未然防止につながる内容項目について整理して、その指導時期を見直ししながら、9年間で効果的に指導できるように検討する。

（2）生徒・保護者への啓発活動

学校が被害者及び加害者の保護者との連携を図ることが困難なケースも場合、加害者に被害者の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持

しながら加害者を指導する。被害者の保護者はもとより加害者の保護者との連携を積極的に図る努力をする。

- ①生徒に対して、子どもの発達段階に応じて、いじめをしない・許さない心を育てるための講話を、朝会・学年集会などの機会に年間を通して適宜行う。
- ②保護者に対して、保護者会、人権に関する懇談会などで「いじめ防止対策推進法」の趣旨と内容を周知するとともに、いじめの未然防止やいじめへの対策は保護者の理解が不可欠であることの協力を求める。また、保護者対象教養講座において、年 1 回はいじめに関わる内容を設定して、保護者の理解を深める。
- ③SNS や通信機器等を子どもたちが使用する際の危険性について、保護者へ周知、啓発する機会を設定するとともに、情報モラル教育を各教科で取り入れ、学級活動の時間にもその使い方やマナー、情報リテラシーなどに関する学習を取り入れ、SNS を通じて起こるいじめの未然防止に努める。

(3) 各教科授業の改善

- ①本校が推進するキャリア教育の理念のもと、すべての生徒一人一人が参加、活躍できる授業や、一人一人が個性を発揮し、お互いの良さを認め合える授業形態を、さらに研究・追求する。
- ②学習規律の確立に努め、生徒一人一人が安心して臨むことができる授業環境を形成する。
- ③授業において、生徒一人一人の学習状況を把握して、すべての生徒に習得すべき基礎・基本事項の定着を図るとともに、補充学習の体制を整備する。
- ④本校の授業公開の原則に基づき、教員が日常からお互いの授業を検証するシステムをさらに拡充するとともに、研究授業においても、いじめ未然防止につながる生徒指導の観点からの事後研究を盛り込んで、授業内容や技術の検証を行う。

(4) 体験活動の充実

- ①本校が従来から維持している体験主義教育をさらに充実させ、多様な宿泊学習・校外学習・学校行事などの取り組みの過程が、生徒一人一人への「居場所づくり」「絆づくり」(国立教育政策研究所用語)に資する活動となるように、さらに見直しを図る。
- ②9年制小中一貫校として本校が提供する様々な縦割り活動において、異年齢集団との関わりからスパイラルに繰り返すビギナー体験・リーダー体験の中で、互いを認め合い、自己と他者の喜びや痛みを理解しながら、望ましい人間関係のあり方を学ばせる方策をさらに追究する。
- ③学校行事や生徒の活動において、生徒が自発的・主体的に活動する過程をさらに重視し、集団の一員として自己の役割と責任を果たすことの大切さを学ばせる方策をさらに追究する。

(5) 学校の取り組みへの評価活動

- ①いじめの未然防止に関わる内容について、保護者対象学校評価アンケートにその項目を盛り込んで、保護者からの評価をさらなる対策に生かす。
- ②学級経営や学校経営、教科指導において、教職員対象自己評価・学校評価に、いじめ未然防止につながる取り組みについての項目を盛り込んで、さらなる対策に生かす。

3. いじめの早期発見に関わる基本施策

(1) いじめに気付くための組織的な取り組み

いじめは、外から見えにくいコミュニケーションを使った心理的ないじめが多く、また、同じ学級に加害者と被害者が同居したり、加害と被害の関係が入れ替わったりする点に特徴がある。このため、いじめの存在に気付くことができなかったり、担当教職員の抱え込みから事態が深刻化してしまったりするケースも少なくない。

そこで、いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要があり、生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気付き、いじめの兆候を察知する努力をする。さらに、最近では、SNS を介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくく、学校だけでは認知することが難しいケースも増えているが、アンケート調査、本人からの訴え、当該保護者からの訴え、担当教職員による発見などが有効である。

そこで、アンケートを実施するに当たっては、いじめを受けている生徒が「見られたらどうしよう」といった心配をせずに

記入できたり、具体的ないじめの態様ごとの項目を設けて体験の有無を尋ねるなどして精度を高めたりする工夫を取り入れる。なお、アンケート実施後には、速やかに内容の確認とダブルチェック（人を変えて、複数人で再確認する。）を行う。その上で、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、時を置かずに対応する。さらに、生徒に安心感を与えるこまめな校内の見回りや、困ったときには先生に相談したいという気持ちを生み出す教育相談活動を取り入れる。また、家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げ、学校の「気付き」と家庭・地域の「気付き」を重ね合わせることで、学校だけでは見逃されがちないじめの早期発見につなげる。

(2) いじめへの対応の四原則の共通理解

①いじめられている生徒の理解と傷ついた心のケア

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先する。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠で、以下のような点に留意する。

- ・「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと。
- ・いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること。
- ・大人の思い込みで子供の心情を勝手に受け止めないこと。
- ・「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること。

②被害者のニーズの確認

「力になりたいのだけれど、何かあれば言ってほしい」と被害者のニーズを確認する。危機と一緒に本人の困りごとや悩みに寄り添う姿勢に基づき、安全な居場所の確保やいじめる生徒や学級・全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者の意思を尊重する。

③いじめ加害者と被害者の関係修復

いじめの加害者への指導と加害者と被害者との関係修復を図る。加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指す。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめる生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がける。加害側の生徒へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵になるため、指導の事前及び対応の過程で被害生徒及び保護者の同意を得ることや、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を行う。

④いじめの解消

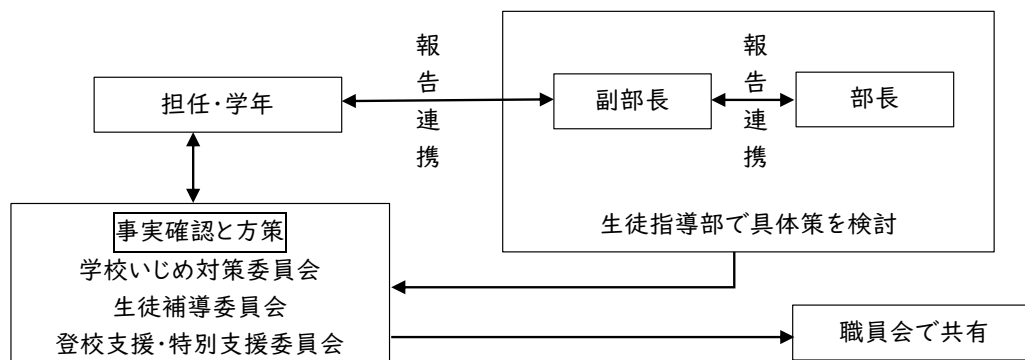
いじめの解消を目指す。その際、何をもって「解消」とするのかという点についての共通理解が求められる。解消の二条件を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する。なお、いじめが解消している状態に至った後も、日常的に注意深く見守りを続けていく。また、対応に当たっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」、「いじめられる側にも原因がある」など、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検する。

(4) 具体的な方策

- ①各学級担当教職員をはじめ、全教職員による日常の生徒観察から、生徒の些細な変化や、いじめの前兆ともふざけ合いとも判断のつかない言動などについても、日時・場所・当該生徒名・言動の様子などを記録し、生徒の実態把握に努めるとともに、各学年会等で情報を共有し、少しでも問題だと判断する事象については、生徒指導部会や「学校いじめ防止対策委員会」に報告、検討するシステムを構築する。

生徒指導の過程

担任・学年→各委員会→事実確認→生徒指導部で具体策を検討→各委員会承認→職員会議で共有



- ②保護者との連絡を密にし、生徒一人一人と担当教職員との対話の場を設けたり、校務支援コミュニケーションツールを用いたりして、生徒の内面の変化に早く気づくことができるようにする。
- ③養護教諭、スクールカウンセラーなどは、生徒の悩みなどの相談を積極的に行うとともに、いじめ、またはいじめにつながる内容については、全教職員で速やかに情報を共有するシステムを構築する。
- ④保護者や生徒との面談など現有の機会を活用して生徒情報の収集に努めるとともに、日常から各学級担当教職員と生徒との個人懇談をできるだけ設定して、生徒の内面を把握するように努める。
- ⑤本校作成の「いじめに関するアンケート調査」と文部科学省が推奨している「学校風土調査」を全校生徒に対して、年2回(7月・1月)実施し、いじめの有無そのものといじめの原因となる学校風土の実態把握を行う。

4. 教職員の資質向上に関わる基本施策

- ①いじめの予防や対応に関する最新の知見を得て、教職員のいじめに対する意識を高め、生徒指導の基本的な考え方を共有できるような研修を計画的に行う。具体的には、「いじめに関する校内研修ツール」(国立教育政策研究所作成)を活用したり、外部講師を招くなどしたりして、いじめの未然防止やいじめへの対処についての校内研修会を開催する。
- ②各学年会、授業研究会などにおいて、一人一人の教職員の日常や授業中の言動について、生徒指導面からお互いに検討する機会を持ち、何気ない教職員の言動や認識が生徒を傷つけたり、差別的意識を抱かせたり、いじめを助長することにつながっていないかを検証する。

5. 本校のいじめ防止といじめに対する措置

いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していく。いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースとして、一般的には、次のような状況が考えられる。

- ①周りからは仲がよいと見られるグループ内でのいじめ
- ②閉鎖的な部活動内でのいじめ
- ③被害と加害が錯綜しているケース
- ④教職員等が、被害生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- ⑤いじめの起きた学級・ホームルームが学級崩壊の状況にある場合
- ⑥いじめが集団化し孤立状況にある(と被害生徒が捉えている場合も含む。)ケース
- ⑦学校として特に配慮が必要な生徒が関わるケース
- ⑧学校と関係する生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

このようなケースについては、できるだけ早い段階から、SC や SSW 等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進める。ケース会議においては、下記の点に留意する。

- a.アセスメント(いじめの背景にある人間関係、被害生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害生徒の抱える課題等)を行う。
- b.アセスメントに基づいて、被害児童生徒への援助方針及び加害生徒への指導方針、周囲の生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行う。
- c.ケース会議後に、被害生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得る。
- d.指導・援助プランを実施する。
- e.モニタリング(3か月を目途に、丁寧な見守り、被害生徒及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等)を行う。
その際、特に、アセスメントに基づくプランの策定と実施、解消に向けての明確な目標設定、対応に関する被害生徒本人及び保護者の同意の確認、などに留意する。なお、問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図ること、及び関係する生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築く。
- f.いじめが認知された後の対応として、大学への報告をする。
- g.情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管を行う。

(1) いじめ防止といじめに対する組織

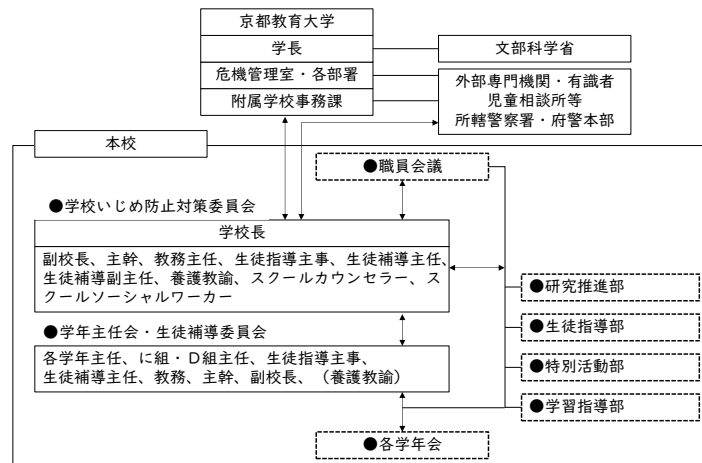
- ①いじめの未然防止のための諸計画、いじめへの対処、重大事態への対処など、いじめに関する学校内の中核となる

組織として、「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

(主な業務)

- ・いじめ未然防止に関わるさまざまな取り組み計画と実践について、各学年会、研究部、生徒指導部、各学校行事プロジェクトなどに指示し、とりまとめを行う。
- ・各学年会学年主任会、生徒補導委員会、養護教諭、スクールカウンセラーなどとの連絡を密にとり、いじめと疑われる情報に対する措置の中枢機関となる。
- ・重大事態発生の際には、外部機関との連携を含めて、その措置の中枢機関となる。

②いじめに関する諸事項の基本的連携組織を次図のように設定する。



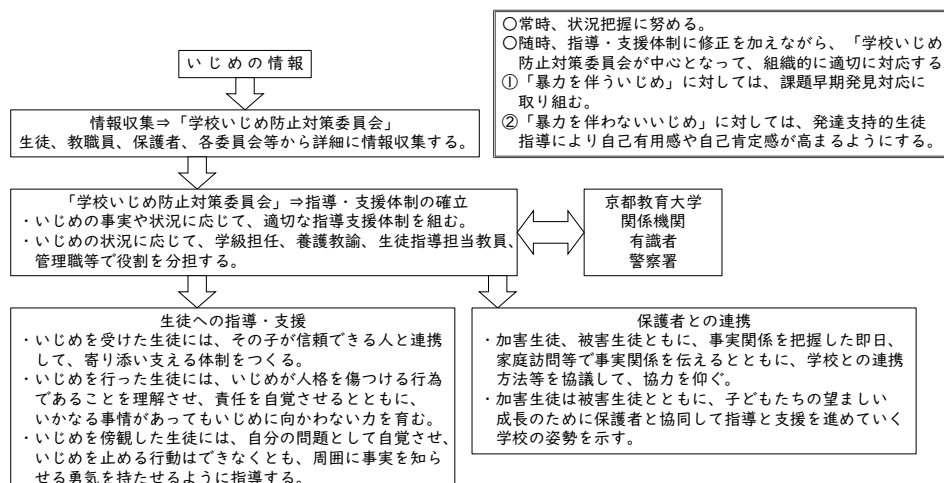
(2) いじめと認められる事象や、いじめが疑われる事象があった場合

「学校いじめ防止対策委員会」が中枢となって、事実確認、指導・支援体制の確立、関係機関への報告、その他、必要な措置を行う。

- ①「暴力を伴う」トラブル(叩く、蹴る、こづく、押す、物を投げる、物を壊す、等の行為)に対しては、ささいなものも、その場で(他の児童生徒の前で)注意する。仮に、故意でなかったとしても、謝罪が必要であることを周知徹底する。
- ②「暴力を伴わない」トラブルに対しては、多くの場合、最初取るに足らないようなやり取りであり、低年齢の場合ほど、どちらが加害者で、どちらが被害者なのか、どちらが先にしたのかさえも、はっきりしない。それでも、トラブルが起きたら、「いじめに発展させない」「深刻化させない」ためのていねいな対応をしていく。

(3) いじめの事実が確認された場合

「学校いじめ防止対策委員会」が中枢となって、いじめを受けた生徒や保護者への支援体制、いじめを行った生徒や保護者への指導・助言体制、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置等を検討・実施するとともに、関係各所に適切に指示を行う。いじめへの基本的対応を次図のように設定する。



6. 重大事態への対処

(1) 重大事態が発生した場合

速やかに大学学長より文部科学省に報告する。文部科学省や大学附属学校部との連携・支援・指導助言等のもと、「学校いじめ防止対策委員会」が中枢となって、その事態への対処および同種事態発生の防止対策にあたる。

(2) 関係諸機関や有識者との連携や支援を必要とする場合

調査・対応などに第三者機関をおくことが適当であると認められる場合は、文部科学省や、大学附属学校部、大学危機管理室との連携・支援・指導助言等のもと、「学校いじめ防止対策委員会」が中枢となって、円滑な協力体制を構築しつつ、効果的な運営を推進する。

(3) 本校が重大事態の調査主体となる場合

「学校いじめ防止対策委員会」が中枢となって、特設組織を編成し、質問紙など適切な手段によって綿密な調査を実施する。また調査により明らかとなった事実について、加害生徒、被害生徒、およびその保護者に対して適切に情報提供を行う。

(4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべき事案の場合

文部科学省や、大学附属学校部、大学危機管理室との連携・支援・指導助言等のもと、所轄警察署と連携してこれに対処する。生徒の生命、身体、財産に重大かつ深刻な被害を生じさせるおそれがあるときは、直ちに大学附属学校部、大学危機管理室・大学学長へ報告するとともに、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) いじめを行う生徒に対して、当該生徒に懲戒を加えることが教育上必要であると認められる場合

「学校いじめ防止対策委員会」で検討して、学校教育法第十一条の規定に基づき、大学附属学校部、大学危機管理室・大学学長へ報告するとともに、適切に当該生徒に対して懲戒を行う。

○いじめの重大事態とは、

「いじめ防止対策推進法」第二十八条

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(※1号事案:自殺等重大事態)

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(※2号事案:不登校重大事態)